

基準10 内部質保証

【現状の把握】

現在、短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか、そして日々取り組まれている大学の活性化、不断の自己改革を通じ、内部質保証を担保するシステムを構築することが求められるようになっている。

本学における教育実践、研究活動をはじめとする諸課題の遂行をより充実させるべき自己改革と社会等への説明責任は、これまでは教授会を中心とした本学の管理運営組織とその業務活動によって果たされてきた。数年ごとに繰り返して実施されている自己評価活動、毎年度ごとの各学科、各委員会の活動報告、それと対になっている年度計画の策定、平成24年度から始まった『地域交流年報』、教員の定年退職を中心とする教員構成の異同にともなうカリキュラムや学科の教育編成の検討・改革、これらに対応するレベルでの検討を経て、最終的には教授会において審議・決定されている。とりわけ、学生の修学及びキャンパスライフにかかわる教務委員会と厚生委員会、教員の研究活動及び学生の教育環境にかかわる教育・科学研究委員会と図書・紀要委員会、各学科会議及び諸委員会を統括し、かつ、人事及び予算にかかわる重要事項並びに学内運営全般に責任を有する総務委員会、これらの主要委員会の活動は定期的かつ効率的に運営されており、それらの活動自体が、本学の諸活動の内部質保証の重要な要となっている。

法人化されていない本学には、理事会のような管理機関は存在しないし、学長による専決体制もなく、長期、短期の方向づけを含めて、すべて教授会を中心とする民主的な討議を踏まえて確定される。必要なことは、その際に学科や個別のグループ等の狭い利害に拘泥することなく、短大全体としての方向づけを担保しうるリーダーシップを学長等の執行部が発揮できるかにかかる。

より長期的なレベルでの本学のミッション、理念・目的などの検討は、将来構想委員会及びその下のWG（ワーキンググループ）において、高校生の進学状況の変化、他大学の状況、社会のニーズなどを含めた総合的な検討を通じてあきらかにすべく、恒常的な活動に取り組んでいる。ここでの作業は、本学の教育をはじめとする諸活動が、真に社会的ニーズや学生たちの学習要求に応えうるものとなっているかの、日常的な点検の場でもあり、内部質保証の重要な取り組みにもなっている。

概ね、本学における教授会中心の学内運営は、短大の内部質保証システムとしても有効かつ適切に機能していると考えられる。そのことが、外部に対しても、また内部の規則等においても、明示的に明らかにされているかについては、不十分さを残しているといわざるをえない。そのためには、自己評価活動の厳密な定期化、外部評価の学内改革へのより有効な反映、それを担保するための、例えば大学法人等にみられる「経営協議会」のような外部委員による恒常的な懇談組織などを検討することも考えられる。

【現状の分析・評価】

現状で述べたように、本学の内部質保証システムは、教授会中心の、そのベースに学科会議と学内諸委員会をおき、かつ、それらに年度ごとの活動報告と活動計画の作成を義務づけ、そしてほぼ一定の間隔をおいて行われる自己評価活動及び外部評価によってそれを担保するという有機的全体によって実行に移される全構造として存在している。4学科があるとはいえ、教員30数名規模の小規模ゆえに、可能なシステムともいえるが、あながち非効率ともリーダーシップが発揮しにくいともいえない。学科会議が蝸壺化する事態（四年制総合大学における学部自治による「硬直化」といわれる様相）は、少なくとも本学には存在しない。

課題としてあげれば、自治体が直接に管轄する市立の短大であるがゆえの、機動性を発揮するうえでの限界は存在するといえよう。短大のままその将来展望を描くのかどうかも、市の意向を考慮せずには、到底描ききれない。予算編成もまた、直接的に市の財務行政の枠内での運用を枠づけられている。しかし、それらは、設置形態のいかんにかかわらず、形を変えて存在しうる論点でもあり、日常的な市当局との連携、意思疎通、事務職員の人事異動にあたっての短大という教育機関の特殊事情の理解など、一つひとつきめ細かに対応・準備・協議を積み重ねることによって解決は可能だと思われる。これらにほころびが出たときには、混乱や問題状況の深刻化なども起こりやすい。不十分さもあるが、概ね順調に良好な関係が構築されてきている。

【改善方策の検討】

本学における内部質保証システムは、本学の日常的な管理運営体制において、実質的に担保されてきたものである。しかしながら、それは、現時点で、文科省や各認証評価機構が求める「明確化」「周知」などの要請に比すれば、不十分さを免れない。

今回の自己評価を通じて、これらの点についての問題点、不十分さをチェックし、必要なシステム構築に着手し、関連諸規程の改正等の整備も必要となろう。運用上任されて来た諸機能・権限についても、明文上の規定を定めるなどし、また委員会等の機構の再編整備も検討していきたい。これらの改善策は、本学の今後のあり方にも大きくかわる事項であることから、むすびの今後の課題と展望において詳論することとする。